

インターネット上の海賊版対策に関する取組状況について



平成31年3月29日

1. 政府全体の検討

2018年4月

「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を決定（知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議）。
その中で、「リーチサイト関係の法制度整備」と「静止画（書籍）のダウンロードの違法化等」が海賊版サイト対策関係法案として盛り込むべき事項とされている。

2018年6月～10月

知的財産戦略本部の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」を開催。
ブロッキングを巡る意見対立が大きく、中間まとめはまとまらず。

2018年10月末

上記検討会議の検討状況を、座長から「検証・評価・企画委員会 コンテンツ分野を取り扱う会合」に報告。
その中で「リーチサイト規制の法制化、著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化の検討等、様々な側面から直ちに切り掛かることが必要な内容について、共通認識が得られた」旨、座長から報告がなされた。

2. 文化審議会 著作権分科会における検討経緯（2018年）

（2016年8月からリーチサイト規制について検討を開始）

9月10日 法制・基本問題小委員会（第3回）

・リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に対する論点整理

著作権法改正案に係る検討経緯②

10月29日 法制・基本問題小委員会（第4回）

- ・ 権利者団体※¹からのヒアリング等を通じた被害実態の把握 等
(※1) コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)、日本書籍出版協会、日本雑誌協会

11月9日 法制・基本問題小委員会（第5回）

- ・ ダウンロード違法化・刑事罰化による効果の把握
- ・ 利用者団体※²からのヒアリング等を通じた懸念点の把握 (※2) インターネットユーザー協会
- ・ 権利者団体※³からの静止画以外の著作物（プログラム等）の被害実態の把握 等
(※3) コンピュータソフトウェア著作権協会、ザ・ソフトウェア・アライアンス

11月26日 法制・基本問題小委員会（第6回）

- ・ 利用者団体※⁴からの意見提出を通じた懸念点の把握 (※4) インターネットユーザー協会、全国地域婦人団体連絡協議会

12月7日 法制・基本問題小委員会（第7回）

- ・ 中間まとめ（案）を議論 (※) 主査一任の上で、若干の修正を加えて、取りまとめ

2018年12月～2019年1月

「文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会 中間まとめ」に関するパブリックコメントの実施

(※) 2018年12月10日から2019年1月6日まで（計28日間）実施し、約700件の意見が寄せられた。

1月25日 法制・基本問題小委員会（第8回）

- ・ 「文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会 報告書（案）」

2月4日 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会 報告書とりまとめ

(※) 法制・基本問題小委員会（第8回）において、主査が預かり、取りまとめることとなった報告書（案）について、各委員からの御意見を踏まえ、更なる修正を行い、取りまとめ。

2月13日 文化審議会 著作権分科会 報告書とりまとめ

(※) 2月4日に取りまとめられた小委員会の報告書をもとに審議を行い、特段の修正なく取りまとめ。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案※の概要

※今国会への提出にむけて準備を進めていたもの

改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置及び著作権者等から許諾を得て著作物等を利用する権利について第三者への対抗力の付与等の措置を講ずるとともに、プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する著作物がプログラム登録がされたものであることの証明を受けることを可能とする等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 著作権等の適切な保護を図るための措置

① リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応

- リーチサイト等において侵害コンテンツへのリンクを掲載する行為等を、著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任を問うようにする。
- リーチサイト等を運営する行為を、刑事罰の対象とする。
(※) 侵害コンテンツ：違法にアップロードされた著作物等 (※) リーチサイト：侵害コンテンツへのリンク群等を集約したウェブサイト

② ダウンロード違法化の対象範囲の拡大

- 違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、私的使用目的であっても違法とし、刑事罰の対象にもする。
(※) 音楽や映像については既に違法化・刑事罰化がされている。

③ アクセスコントロール等に関する保護の強化

- 著作物等の不正使用を防止するためのアクセスコントロール技術について、最新の技術動向を踏まえて保護対象の明確化を行うとともに、これを回避する機能を有する不正なシリアルコード（ソフトウェアのライセンス認証等の際に入力する符号）の提供等を著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任を問うようにする。

④ 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化

- 裁判所は、書類の提出命令の要否を判断するために必要があると認めるときは、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができることとするとともに、当事者の同意を得て、専門委員（技術専門家）に対し、当該書類を開示することができることとする。

2. 著作物等の利用の円滑化を図るための措置

⑤ 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入

- 著作権者等から許諾を受けて著作物等を利用する権利について、その著作権等を譲り受けた者その他の第三者に対抗することができることとする。

⑥ 行政手続に係る権利制限規定の整備

- 権利制限の対象となる行政手続として、現行法で対象とされている特許審査手続等に加え、種苗法・地理的表示（GI）の審査等に関する手続を規定するとともに、これらに類する手続を政令で定めることができることとする。

3. その他の措置

⑦ プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム特例法）

- プログラムの著作物に関し、著作権者等の利害関係者が、自らの保有する著作物と登録されている著作物が同一であることの証明を請求できることとする。
- 国又は独立行政法人が登録を行う場合の手数料の免除規定を廃止することとする。

1. リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応

(文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)より)

検討の経緯・問題の所在

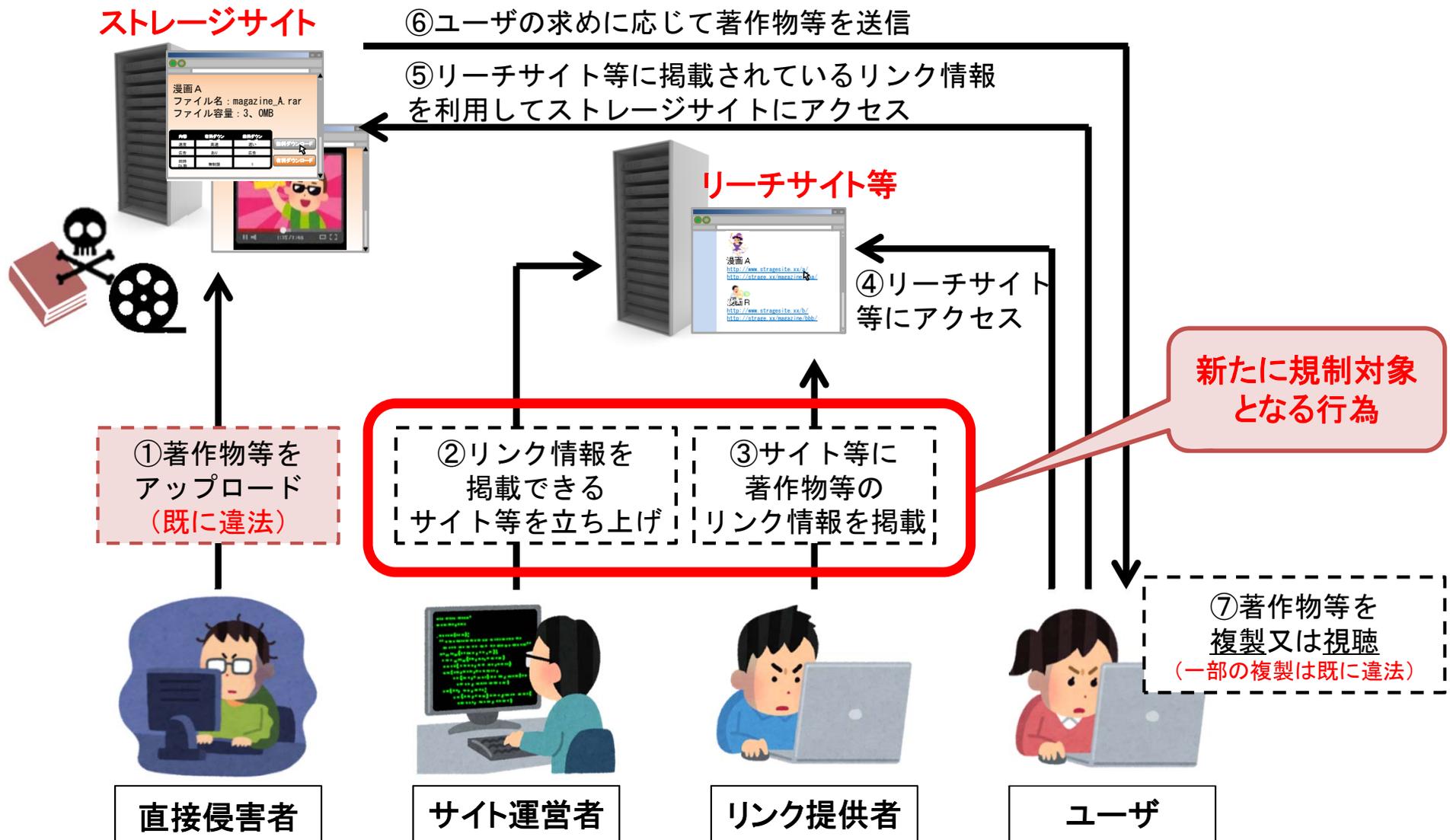
- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、その背景の1つとして、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトへのリンク情報等を提供して利用者を著作権侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト(リーチサイト)やこれと同様の機能を有するアプリ(リーチアプリ)の問題が指摘。
- リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第21条第1項により保護されることを踏まえ、過度な規制により正当な表現行為に萎縮が生じることがないように留意しつつ、検討。

検討結果

- リーチサイト・リーチアプリは、利用者が侵害コンテンツに到達することを容易にすることで、侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い場・手段であると評価でき、そのような場・手段を通じて、侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供を行う行為は、著作権侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者に与えるものと評価できる。
- このため、著作権者の権利保護の実効性を確保するため、①リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為や、②侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供行為について、一定の要件の下で、規制することが適当。
(①については刑事罰(社会的法益の侵害)、②については民事措置(差止請求)+刑事罰の対象とする)
- 過度な規制により正当な表現行為に萎縮が生じることがないように、規制対象とするリーチサイト・リーチアプリについて、典型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なもの(例えば、「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト」等)に限定し、リンク情報等の提供行為の規制は、リンク先の著作物が違法にアップロードされたものであることについて故意・過失が認められる場合に限定することが適当。

(参考)リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の典型例

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイト等に掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある。

※リーチアプリの場合には「アプリ提供者」が上記の「サイト運営者」と同等の立場にある。

2. ダウンロード違法化の対象範囲の見直し①

(文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)より)

検討の経緯・問題の所在

- インターネット上の著作権侵害の深刻化を受けて、現在は、音楽・映像等の録音・録画に限定されているダウンロード違法化について、対象範囲の見直しを検討。
- 出版社等から、漫画のみならず、雑誌・写真集・文芸書・専門書についての被害も報告。また、プログラム(ビジネスソフト・ゲーム)に関する従来から継続的に被害生じており、最近では、学術論文に特化した海賊版サイトの存在も明らかとなるなど、幅広い分野の著作物について、海賊版による被害が生じていることを確認。

検討結果

<民事の対象範囲>

- 違法にアップロードされた著作物から便益を享受しようとするユーザーの行為には、一般的に許容されるべき正当性がないこと、諸外国の取扱い(ドイツ・フランス・カナダ等)、未然防止の必要性、著作物間での措置の整合性等の観点などを踏まえると、録音・録画と同様の要件の下、対象範囲を著作物全般に拡大していくことが有力な選択肢となる。複数の委員から、被害実態が明らかな海賊版対策に必要な範囲に限り違法の範囲を定めるという観点から、刑事罰と同様に限定を設けるべきとの意見が示されたことにも十分に留意する必要。

<刑事の対象範囲>

- 音楽・映像と同様、有償で提供される著作物等に限定することは当然の前提として、特に必要性の高い事例・行為に対象範囲を厳格に絞り込む必要。国民生活への影響を必要最小限にとどめる観点から、適切な限定の選択肢が採用されることが適当(複数の選択肢等の組み合わせも検討)。その際、複数の委員から、「有償著作物」、「原作のまま」、「当該著作物の提供又は提示により著作権者が得ることが見込まれる利益が不当に害される場合」等に加え、反復継続してなどの要件に限定する案の提案があったことにも十分に留意する必要。

➡ 法整備にあたっては、ユーザー保護の効果や課題を踏まえつつ、最適な対象範囲の設定を行うことが適当。

2. ダウンロード違法化の対象範囲の見直し②

<制度整備の際の留意点など>

○ 主観要件の取扱い

- ・ 「違法だと当然に知っているべきだった」、「違法か適法か判断がつかなかった」等の場合にダウンロードが違法とされることのないよう、主観要件の規定の仕方を見直す(例:「事実を知りながら」には、重過失により知らなかった場合を含むものと解釈してはならない旨の解釈規定を置く)ことを含めた措置を検討。
- ・ その際、いわゆる「法律の錯誤」があった場合(例:適法引用されているものだと認識してダウンロードしたが、実際には法第32条の要件を満たしていなかった場合)に、「事実を知りながら」との要件を満たすと評価されてダウンロードが違法となる可能性が高いとの指摘があるため、条文上、「事実の認識」と「違法性の認識」の双方について確定的な認識を要求することを明確化することを検討。

○ 法定刑の水準・親告罪

- ・ 法定刑の水準については、録音・録画の場合と同様、「2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科」とすることが適当。
- ・ 今回の対象の拡大に当たっても、ダウンロード違法化に係る刑事罰については、全て親告罪のまま維持することが適当。

○ 普及啓発等

- ・ 文化庁・関係団体等が一丸となって、国民に対する制度内容の周知徹底等に努めるとともに、関係団体において適法サイトに関する情報の提供方法等の工夫を行う。
- ・ 法施行後、一定期間を経過した段階で、法制化の効果について必要な調査・検証を行うことを検討。

○ その他

- ・ 様々な手段を組み合わせた総合的な海賊版対策について、関係省庁とも連携して必要な施策を検討。
- ・ 研究目的での権利制限等について、権利者の利益保護の観点にも留意しつつ、検討。

3. インターネット情報検索サービスへの対応

- インターネット情報検索サービスについては、サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの、利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することによって、侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しており、侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。
- インターネット情報検索サービスを通じた海賊版サイトへのアクセスへの対応については、まずは権利者団体及びインターネット情報検索サービス事業者において協議の場を設け、当事者間の取組により、運用上の解決を図ることとし、その動向を踏まえ、必要に応じて法整備を検討。

【文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月より）】

法制・基本問題小委員会の対応を受けて、文化庁も交えて、グーグル合同会社・コンテンツ海外流通促進機構（CODA）・出版広報センターの3者の間で、インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツのリンク情報等の検索結果表示に関する取組みの進め方について協議が行われた。上記3者の間では、今後の進め方について概要以下の内容の合意がなされた。

- ① 本課題の早期解決に向けて、インターネット情報検索サービス事業者と権利者団体との間において、定期的・継続的に協議を行う場を設けること。この協議の場には、Google以外のインターネット情報検索サービス事業者の参画や文化庁の参画を得る方向で調整し、また、第三者（有識者）の専門的知見が必要となる場合には、その協力を得ることも検討すること。
- ② （Googleにおける海賊版サイトトップページの検索結果表示についての改善の取組みの検討状況についての報告がなされ、）当該海賊版サイトトップページの検索結果表示についての改善の取組みについて今後も協議を進めること。
- ③ 上記②の取組みのほか、侵害コンテンツへのアクセスの助長防止の観点から必要となる実効的な防止方策について、権利者団体の意向やインターネット情報検索サービス事業者における実行可能性に留意しつつ、継続的に検討・協議を進めること。
- ④ 協議が一定程度進捗した段階（平成31年度当初を目途）において、その進捗状況等を、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会に報告すること。

4. 著作権教育・意識啓発

31年度予算額 2 8 百万円
 (前年度予算額 2 4 百万円)

事業の趣旨

社会の情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠のものとなり、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動の必要性は高まっている。国会においても国民への著作権教育に一層取り組むべきである旨が指摘されている。さらに、近年多発するいわゆる海賊版サイトによる著作権侵害に対し、政府としても国民に対する著作権教育の重要性が確認されたところである。このような現状を踏まえ、関係各所と連携しながら、様々な手段を通じて国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。

◆ 参考となる法律・計画等 ◆

- 「著作権法の一部を改正する法律案」の附帯決議（平成30年5月17日参議院文教科学委員会）
- 「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成30年4月知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議）
- 「知的財産推進計画2018」（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）
- 「文化芸術推進基本計画（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）
- 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

事業の概要



対象者別講習会の実施

- 著作権セミナー
年 1 4 回程度
共催希望自治体で開催
- 教職員著作権講習会
年 2 回 関東と関西で開催
- 図書館等職員著作権実務講習会
年 2 回 関東と関西で開催
- 都道府県著作権事務担当者講習会
年 1 回 東京で開催

著作権教育教材の提供



- 著作権テキスト
一般向け。著作権制度の体系的な学習。eラーニング教材の作成。
- 著作権教育5分間の使い方
学校向け。場面に応じた著作権の指導事例集。
- 映像で学ぶ著作権
子供～大人向け。
ドラマ仕立てで学ぶ著作権。
- はじめて学ぶ著作権
小学校～高校向けの紙芝居とワークシート。

普及啓発活動

- 海賊版対策
全国の小中学校・高校・中等教育学校・高専・特別支援学校に啓発ポスターを配布。
海賊版閲覧防止啓発動画等制作。
- 関係各所との連携
民間企業・団体の行う海賊版対策キャンペーンとの連携。
内閣府知財事務局の知財創造教育コンソーシアムとの連携。
- 文化庁ウェブサイト
近時の改正の解説、著作権に係る諸制度の案内、Q&Aなど

ほか多数

